

新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク

構成員登録書

新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク（新宿区要保護児童対策地域協議会）の趣旨、法令を理解し、構成員に団体登録いたします。

児童福祉法

第二十五条の五

次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあった者

第六十一条の三

第十一条第五項、第十八条の八第四項、第十八条の十二第一項、第二十一条の十の二第四項、第二十一条の十二、第二十五条の五又は第二十七条の四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

年 月 日

機関登録機関(国又は地方公共団体の機関又は法人)

所在地

名 称

公印

代表者名

担当者

所 属

氏 名

連絡先